

旭 保 予 第 5 5 2 号

令 和 7 年 3 月 5 日

各医療機関の長 様

旭川市保健所長 鈴木 直己

(保 健 予 防 課 担 当)

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律

第 12 条第 1 項に基づく届出の徹底について

日頃から、本市の保健衛生行政の推進につきまして、格別の御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「法」という。）第 12 条第 1 項に基づく医師の届出について、今般、市内の医療機関において、エキノコックス症に係る届出を診断から数年経過後に届け出た事案が複数件判明しました。エキノコックス症については、過去にも届出の遅滞が確認されており、令和 4 年 6 月 3 日付け旭健推第 4 3 5 号通知において、すみやかな届出を依頼していたところ
です。

法に基づく感染症の届出は、感染症対策において重要なものになりますので、法の趣旨を十分御了知の上、届出が必要な感染症を診断した際には、遅滞なく御対応いただきますよう御協力をお願いいたします。

なお、医師及び指定届出機関の管理者が都道府県知事に届け出る基準については、本市ホームページ「感染症法に基づく医師の届出」から確認できます。

(旭川市ホームページ)

ホーム> 事業者向け（右上メニューから）> 健康・福祉・子育て・学校> 医療機関・薬局等> 申請・届出
> 「感染症法に基づく医師の届出」

<https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/500/548/iryoukikanyakkyoku/sinseitodokede/p004119.html>

(連絡先)

保健所保健予防課感染症対策係

TEL 2 5 - 9 8 4 8